

平成26年度 社会教育主事講習実施要項

1. 目的

本講習は、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事となるべき方に、その職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を修得させ社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とします。

2. 講習を行う機関名 宇都宮大学

3. 講習の期間及び会場

〈1〉期間 平成26年6月7日(土)～8月9日(土)

本年度については、行政職員を対象とした生涯学習概論を別途6月に開講するため、講習は6月7日(土)から開始されますが、教員等の受講者は7月16日(水)から開講します。

〈2〉会場 宇都宮大学 (宇都宮市峰町 350 TEL028-649-5144)

なす高原自然の家 7月27日(日)～29日(火) (那須郡那須町大字湯本 157 TEL0287-76-6240)

4. 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師予定者職氏名

別紙のとおり

5. 受講予定者数 120 名

6. 受講資格

「社会教育主事講習等規程」第2条各号のいずれかに該当する方

7. 受講者の選定

宇都宮大学は、平成26年度社会教育主事講習運営委員会の意見を聞いて、受講者を選定します。

決定者には、受講許可書を交付します。

8. 受講の申込み

(1) 受講希望者は、所定の用紙により、次の書類を取り揃え5月23日(金)までに栃木県又は茨城県の教育委員会生涯学習課へ提出してください。

なお、様式1～3については、本実施要項をコピーして使用してください。また、用紙の大きさは、A4としてください。

(ア) 受講申込書(様式1)

(イ) 基礎となる教員免許状の写し……社会教育主事講習等規程第2条第2号該当者のみ提出

(ウ) 所属長の勤務証明書(様式2)…… 同 第2条第3、第4、第5号該当者のみ提出

(エ) 卒業証書又は修了証書の写し(出身校の卒業又は修了証明書でも良い。)……(イ)該当者は不要

(オ) 履歴書(様式3)(自筆ペン書き)

(2) 栃木県及び茨城県の教育委員会は、提出された受講申込書について受講資格の有無を十分調査の上、資格があると認めた方を一括し、受講者名簿を添えて、5月30日(金)までに宇都宮大学に送付してください。

(3) 受講許可書及び受講上の注意書は、6月6日(金)までに栃木県及び茨城県の教育委員会あて一括送付します。

(4) 今年度は生涯学習概論を6月の土曜日に別途開講します。開講日は6/7、6/14、6/21、6/28、時間は9:00～17:30、会場は地域連携教育研究センター講義室Bです。行政職員のみを対象とします。教員は受講できません。

行政職員は、6月又は7月の生涯学習概論のいずれかを選択できます。別紙様式1の受講申込書で選択して下さい。

9. 受講者の参集日時及び開講式場

(1) 6月の生涯学習概論受講者

日時 平成26年6月7日(土) 午前8時40分(午前8時30分から受付)

場所 宇都宮大学地域連携教育研究センター講義室B (宇都宮市峰町 350 峰町5号館2階)

(2) 7月の生涯学習概論受講者

日時 平成26年7月16日(水) 午前9時30分(午前9時から9時30分まで受付)

場所 宇都宮大学 大学会館 多目的ホール (宇都宮市峰町 350)

10. 受講科目

(1) 分割受講

宇都宮大学及び茨城大学で行う社会教育主事講習での年度内及び年度を越えての分割受講を認めます。
ただし、分割区分は、以下のとおりとします。

- ①「生涯学習概論 2単位」
- ②「社会教育計画 2単位」
- ③「社会教育演習 2単位」
- ④「社会教育特講 3単位」

なお、分割受講を希望する方は、受講申込書を所定の期日までに、栃木県又は茨城県の教育委員会に提出してください。

栃木県及び茨城県の教育委員会は、分割受講希望者について受講資格の有無を審査し、資格があると認めた場合には、宇都宮大学長宛に送付してください。

分割受講者に対しては、講習終了時に修了証に代わって社会教育主事講習としての「単位修得証明書」を発行します。

(2) 代替科目

- ① 科目の代替は、社会教育主事の資格を出すことが認められている大学等の正規の単位として修得したもの(科目等履修生を含む。)及び文部科学省が告示等によって認めたもの及び宇都宮大学、茨城大学において行われた社会教育主事講習で認定された単位に限ります。
- ② 宇都宮大学、茨城大学以外で行われた社会教育主事講習の単位は、宇都宮大学、茨城大学での講習の単位としては代替できません。
- ③ 既修得単位の認定を希望する方は、社会教育主事講習単位修得認定申請書(様式4)を宇都宮大学長に提出し、審査を受ける必要があります。
- ④ 科目代替の申請に当たっては、いずれの場合も、単位の成績・修得証明書(修得した大学・学部・課程・履修年度等が記載されているもの)のほか、当該代替希望科目が社会教育主事の資格取得の相当科目であることが明記されている書類(履修要項等)のコピーを添付してください。文部科学省が認める代替のための学修についても、相応のものを提出してください。
- ⑤ 科目の代替を認める講義は、次のとおりです。
 - ア. 「生涯学習概論 2単位」(平成4年度以降に履修した単位に限る。)
 - イ. 「社会教育計画 2単位」※ なお、分割受講及び科目代替が認められた場合でも、講習の受講認定に必要な「開講式」・「宿泊学習」・「施設見学」・「閉講式」等は、必ず受講してください。

11. 修了の認定

本講習の全科目を履修し、所定の単位を修得した方には、修了証書を授与します。

12. 受講者の受講に要する経費

受講料は徴収しません。ただし、資料・教材に要する経費及び諸雑費として1人当り30,000円、宿泊学習に要する経費として1人当り15,000円を徴収します。

なお、分割受講者及び科目代替者に対しての費用の一部返却は、一切しません。また、テキスト・参考書は受講者の負担とします。

※ 上記経費計45,000円を7月4日(金)までに、必ず次の口座へお振り込みください。

住 所 〒321-8505 宇都宮市峰町 350 (Tel 028-649-5015)
口座名 社会教育主事講習事務局 渋 沢 志 穂 (シブサワ シホ)
銀行名 足利銀行峰町支店 (店番号107)
種 別 普通預金 (口座番号3336323)

13. その他

(1) 宿泊学習について

宿泊学習は7月27日(日)から7月29日(火)に、なす高原自然の家(那須郡那須町大字湯本 157)において実施します。